



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県立農業大学校規則の一部を改正する規則	農 業 経 営 課
◎ 告 示	
・道路の区域変更(4件)	道 路 維 持 課
・道路の供用開始(2件)	〃
◎ 公 告	
・落札者等	情 報 シ ス テ ム 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・測量の実施(2件)	建 設 企 画 課
◎ 交 通 局 公 告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・一般競争入札の実施	〃
◎公安委員会告示	
・乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について	交 通 規 制 課
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	交 通 企 画 課
◎選挙管理委員会告示	
・不在者投票のできる施設の指定	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室

規 則

長崎県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第84号

長崎県立農業大学校規則の一部を改正する規則

長崎県立農業大学校規則(昭和57年長崎県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(学科及び位置) 第3条 養成部に園芸学科及び畜産学科を置き、その位置は、 <u>園芸学科においては諫早市、畜産学科においては島原市</u> とする。	(学科及び位置) 第3条 養成部に <u>次の学科</u> を置き、その位置は、 <u>別表第1のとおり</u> とする。

(入学定員)
 第4条 養成部の入学定員は、40人とする。
 (教科課程等)
 第5条 養成部の研修教育の科目等は大学校長(以下「校長」という。)が別に定め、教科課程及び授業時数は、科目等に基づき、校長が定める。
 (休業日)
 第7条 略
 2 養成部における臨時の休業日は、その都度校長が定める。
 3 略
 (在学年限)
 第10条 養成部の在学期間は、4年を超えることができない。
 (入学の資格)
 第11条 養成部に入学することができる者は、農業に従事しようとする者又は農業に関連する産業に従事しようとする者であって、高等学校を卒業したもの又は知事がこれと同等以上の学力があると認めたものとする。
 第12条～第15条 略
 (休学期間)
 第16条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、さらに1年を限度として休学期間を延長することができる。
 2 休学期間は、通算で2年を超えることができない。
 3 休学期間は、在学期間に算入しないものとする。
 第17条 略
 (学科又は専攻の変更)
 第18条 校長は、養成部の学科又は専攻の変更を志願する者に対し、変更を許可することができる。
 2 前項の規定により変更の許可を受けた者に係る変更前に履修した授業科目及び単位の取扱並びに変更後の修業年限については、校長が定める。
 第19条 略
 (除籍)
 第20条 校長は、養成部の学生が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍する。
 (1) 第16条第1項及び第2項に定める休学期間を経過後、復学しないとき。
 (2) 第10条に定める在学期間を経過後、所定の課程を修了しないとき。
 (3) 正当な理由がなく寮費又は食費を滞納したとき。
 (4) 長期にわたり行方不明のとき。
 (5) 死亡したとき。
 第21条～第25条 略
 (研修の種類及び対象者の範囲)
 第26条 研修部で行う研修の種類、対象者の範囲その他研修に関して必要な事項は、校長が別に定める。

(1) 野菜学科
 (2) 花き学科
 (3) 果樹学科
 (4) 畜産学科
 (入学定員)
 第4条 養成部の入学定員は、70人とする。
 (教科課程等)
 第5条 養成部の教科課程及び授業時数は、別表第2に掲げる科目等に基づき、大学校長(以下「校長」という。)が定める。
 (休業日)
 第7条 略
 2 養成部における臨時の休業日は、そのつど校長が定める。
 3 略
 (入学の資格)
 第10条 養成部に入学することができる者は、農業に従事しようとする者又は農村地域における指導に従事しようとする者であって、高等学校を卒業したもの又は知事がこれと同等以上の学力があると認めたものとする。
 第11条～第14条 略
 第15条 略
 第16条 略
 第17条～第21条 略
 (研修の種類及び対象者の範囲)
 第22条 研修部で行う研修の種類及び対象者の範囲は、別表第3のとおりとする。
 2 前項の規定に基づく研修に関して必要な事項は、校長が別に定める。

第27条～第30条 略

第23条～第26条 略

別表第1（第3条関係）

学科	位置
野菜学科	諫早市
花き学科	諫早市
果樹学科	諫早市
畜産学科	島原市

別表第2（第5条関係）

1 共通科目

農業経営 農協・金融 農業政策・法規 農業簿記 作物概論 園芸概論 畜産概論 作物保護概論 作物保護実験 土壌肥料概論 土壌肥料実験 農業気象 生物工学概論 生物工学実験Ⅰ 情報処理演習 農業機械概論 農薬概論 有機農業 労働科学 環境保全と農業 アグリビジネス

2 専攻科目

野菜学科	農業機械 野菜施設 野菜経営 野菜流通 野菜栽培Ⅰ 野菜栽培Ⅱ 野菜栽培Ⅲ ゼミナール 実習 卒業論文
花き学科	農業機械 花き施設 花き経営 花き流通 花き栽培Ⅰ 花き栽培Ⅱ 花き栽培Ⅲ ゼミナール 実習 卒業論文 フラワーデザイン
果樹学科	農業機械 果樹施設 果樹経営 果樹流通 柑橘栽培 落葉果樹 枇杷栽培 ゼミナール 実習 卒業論文
畜産学科	家畜栄養生理 家畜衛生 家畜繁殖 家畜育種 家畜飼養管理 草地飼料作物 畜産施設 畜産物流通加工 農業機械 畜産経営 畜産バイオテク ゼミナール 実習 卒業論文

3 教養科目

くらしと経済 人間と社会 くらしと科学Ⅰ くらしと科学Ⅱ 英語 体育 特別講義

4 特別活動

文化活動 クラブ活動 学校行事

別表第3（第22条関係）

研修の種類	対象者の範囲
農業機械士養成研修	農業者 農業関係指導者等
農業機械化研修	農業者 農業関係指導者等
農業指導者等実技研修	短期大学卒業相当以上の者で、県内の農業協同組合及び市町等の職員等
新任普及指導員研修	新任普及指導員
新規就農セミナー	新規就農予定者 新規就農者
農業体験学習	小学校及び中学校の教員 小学生 中学生

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第765号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路線名 平戸田平線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市田平町山内免字馬場崎85番3地先から 平戸市田平町小手田免字萩川1366番4地先まで	前	10.6~92.9	198.0	
	後	10.3~45.0	198.0	

長崎県告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路線名 礪石原松尾町停車場線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市広高野町甲1432番1地先から 島原市西町丙1431番1地先まで	前	6.7~11.4	19.1	
	後	8.2~15.0	19.1	

長崎県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路線名 愛野島原線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市上の原三丁目6575番1地先から 島原市上の原三丁目6575番1地先まで	前	46.0~54.0	7.2	
	後	51.6~55.4	7.2	

長崎県告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 384号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町相河郷字破戸ノ上161番1地先から 南松浦郡新上五島町青方郷字赤崎1806番1地先まで	前	9.2~32.3	929.6	
	後	11.5~46.8	936.6	

長崎県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 平戸田平線	平戸市田平町山内免字中倉160番1地先から 平戸市田平町小手田免字秋川1385番1地先まで	令和3年11月26日

長崎県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 愛野島原線	島原市上の原三丁目6571番1地先から 島原市上の原二丁目6390番1地先まで	令和3年11月26日

公 告

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年11月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 特定役務の名称
長崎県自治体情報セキュリティクラウド構築及び運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和3年10月5日
- 5 落札者
東京都新宿区新宿6丁目27番30号
SBテクノロジー株式会社 代表取締役 阿多 親市
- 6 落札価格
447,900,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
令和3年8月20日
- 8 落札方式
最低価格

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年11月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プラットモール
長崎県長崎市川口町70番6
- 2 届出の概要
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
(土木企画課)
 - (1) 荷さばき施設の位置及び面積について、駐車場法に基づく「路外駐車場設置届出書」及び長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例に基づく「附置駐車設置届出書」の届出内容に変更が生じる場合は、変更届出書の提出が必要となります。
 - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯について、当該地周辺の道路は慢性的な渋滞が発生している現状です。つきましては、必要に応じて誘導員の配置や特に交通量が多い通勤通学時間を避けるなど、現状に負荷がかからないよう交通渋滞対策に努めてください。また、住民等からも通学時間帯を避けて欲しい旨の意見が出ておりますのでご配慮ください。
(廃棄物対策課)

- (3) 工作物（舗装道路を含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる伐採材や各種廃材（廃木材、コンクリート破片、アスファルト破片等）は、産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。
- (4) 当該施設内において、利用客が廃棄する廃棄物は一般廃棄物となりますが、当該施設内にある各事業者（店舗等）から発生する廃棄物については、一部の品目を除き産業廃棄物となりますので、当該施設関係者、一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者間の連携により、分別と処理が確実に行われるようにしてください。
- (5) 廃棄物の保管については、一般廃棄物、産業廃棄物とも保管基準を遵守し、悪臭の発生等がないようにしてください。

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（3級基準点測量、3級水準測量、数値地形図データ作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年11月26日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県雲仙市吾妻町	令和3年11月15日から 令和4年3月25日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年11月26日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県諫早市高来町、雲仙市吾妻町	令和3年11月29日から 令和4年3月25日まで

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年11月26日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量
軽油 1,194キロリットル

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 当該軽油を確実に納入できない者
- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のみのみを審査する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
 - ㍿ 売上高当期利益率
 - ㍿ 固定長期適合率
 - ㍿ 流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうること（様式第4号から様式第8号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和3年12月20日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ㍿ 誓約書
- ㍿ 委任状
- ㍿ 印鑑届（様式第3号）
- ㍿ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第4号から様式第8号まで）
- ㍿ 直近の決算書の写し

- (カ) 県からの資格審査結果通知書の写し
- イ 申請者のうち、県資格を取得していない者
申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- (ア) 誓約書
(イ) 財務関係明細書
(ウ) 営業概要書
(エ) 委任状
(オ) 法人にあつては登記簿謄本
(カ) 個人にあつては次のa及びb
a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
(キ) 県税に関し未納がないことを証する証明書
(ク) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
(ケ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
(コ) 印鑑届（様式第3号）
(ク) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第4号から様式第8号まで）
(セ) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
（電話）095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第9号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和3年11月26日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量
軽油 1,194キロリットル
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による

- (3) 納入期間
令和4年1月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 納入場所
ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
イ 矢上営業所（長崎市田中町384-1）
ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
オ 大村営業所（大村市松山町489-13）
- (5) 一連の調達契約に関する事項
一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
令和3年2月9日
- (6) 入札の方法
入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和3年11月26日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和3年11月26日付け長崎県公報第11073号搭載）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
（電話）095-822-5141
（提出期限）令和3年12月20日
- 4 入札参加条件
次の条件を満たしている者であること。
- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
（電話）095-822-5141
- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) 令和3年11月26日から令和3年12月20日(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)

(受領期限) 令和3年12月22日 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 入札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室

(日時) 令和3年12月23日 午前10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であると

き。

- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 1,194KL
- (2) Delivery period
From January 1st, 2022, to March 31, 2022
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
 - b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384-1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than December 22, 2021
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 December 23, 2021
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第39号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、島原市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和3年11月26日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
釘崎	島原市有明町湯江丙4番地3先	島原市と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車（乗車定員11人未満）（通称「コミュニティバスたしる号」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和3年10月11日付け関係者間で合意
大三東駅前（大手方面行き）	島原市有明町大三東丙148番地1先			
大三東駅前（国見方面行き）	島原市有明町大三東丙149番地1先			
鼻ノ崎（大手方面行き）	島原市有明町大三東甲9番地3先			
鼻ノ崎（国見方面行き）	島原市有明町大三東甲706番地1先			
北門（有明方面行き）	島原市北門町1298番地4先			
北門（大手方面行き）	島原市新馬場町924番地3先			
城内三丁目（国道方面行き）	島原市北門町1590番地1先			
城内三丁目（柏野方面行き）	島原市北門町1594番地1先			
芝桜公園前	島原市上折橋町甲1449番地1先			
辰元口	島原市下折橋町3531番地先			
下折橋	島原市下折橋町3804番地1先			
農高前（大手方面行き）	島原市下折橋町4317番地2先			
農高前（下折橋方面行き）	島原市下折橋町3845番地1先			

工業高校前（大手方面行き）	島原市本光寺町4403番地2先
上新丁（大手方面行き）	島原市上新丁一丁目4990番地2先
上新丁（下折橋方面行き）	島原市上新丁一丁目4991番地2先
北原（大手方面行き）	島原市北原町2188番地5先
北原（下折橋方面行き）	島原市下新丁2477番地1先
浦ノ川（大手方面行き）	島原市今川町1313番地7先
浦ノ川（下折橋方面行き）	島原市浦の川1903番地9先
大手	島原市上の町538番地10先
島原駅前	島原市片町577番地1先
島原病院入口（島原外港駅）	島原市下川尻町7938番地2先
島原病院	島原市下川尻町7897番地先
下川尻（安徳方面行き）	島原市下川尻町7994番地2先
下川尻（島原港方面行き）	島原市下川尻町44番地2先
島原港	島原市下川尻町7番地5先
親和町（島原港方面行き）	島原市親和町丁2680番地2先
親和町（大下方面行き）	島原市秩父が浦町丁2669番地1先
九十九ホテル前（深江方面行き）	島原市秩父が浦町3552番地37先
九十九ホテル前（大手方面行き）	島原市秩父が浦町丁3552番地91先

秩父が浦（深江方面行き）	島原市秩父が浦町丁3530番地10先		
秩父が浦（大手方面行き）	島原市秩父が浦町丁3502番地14先		
中央高校前（深江方面行き）	島原市船泊町丁3296番地2先		
中央高校前（大手方面行き）	島原市船泊町丁3293番地7先		
中木場（深江方面行き）	島原市大下町丙1018番地1先		
中木場（島原港方面行き）	島原市大下町丙966番地1先		
南原	島原市南安徳町丁4464番地2先		

長崎県公安委員会告示第40号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定により、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので公示する。

令和3年11月26日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
七條 幹雄	島原警察署の管轄区域	令和3年11月15日

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会 委員長 葺本 昭晴

施設の名称	所在地	指定年月日
独立行政法人地域医療機能推進機構松浦中央病院	松浦市志佐町浦免856番1	令和3年11月10日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏弥
クイックプリント